

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日は、
その翌日)

◇選管告示

参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行なう場所

参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画

参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行なう日時等

参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院地方選出議員の選挙において候補者一人につき文出でる金額

参議院地方選出議員の選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時等

参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時等

参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時等

参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行なう日時等

目 次

参議院議員の通常選挙における選挙会及び選挙分会の日時等

◇参議院地方選出議員選挙選挙長告示
参議院地方選出議員の選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう日時等

◇参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示
参議院全国選出議員の選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう日時等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 選挙長 米子市明治町八番地 加藤 章
- 二 選挙長の職務代理者 鳥取市田園町二丁目二〇三番地 川崎 正信
- 三 選挙分会長 米子市明治町八番地 加藤 章
- 四 選挙分会長の職務代理者 鳥取市田園町二丁目二〇三番地 川崎 正信

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行なう。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院地方選出議員の選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたと、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 立会演説会の方法
班別編成の方法
- 二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

日	時	会 場
六月 八日	火 午後七時三十分	米子市 米子市公会堂
九日	水 一時三十分	日南町 日南町中央公民館
〃	〃 七時三十分	日野町 根雨公会堂

三

一の班に所属することのできる候補者の数及び演説の時間
候補者の数 五人以内
演説の時間 四十分以内

〃	十日	木	〃	西伯町 西伯町中央集会所
〃	十一日	金	〃	境港市 境小学校
〃	十二日	土	〃	名和町 名和中学校
〃	十三日	日	〃	東伯町 中央公民館
〃	十四日	月	〃	三朝町 三朝西小学校
〃	十五日	火	〃	東郷町 桜小学校
〃	十六日	水	〃	気高町 浜村小学校
〃	十七日	木	〃	鳥取市 鳥取県農協会館
〃	十八日	金	〃	智頭町 智頭小学校
〃	十九日	土	〃	郡家町 中央中学校
〃	二十日	日	〃	岩美町 岩美中学校
〃	二十一日	月	〃	鳥取市 鳥取市民会館
〃	二十二日	火	〃	倉吉市 倉吉福祉会館
〃	二十三日	水	〃	米子市 明道小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院地方選出議員の選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項に規定する最初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十六年六月五日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院議員の通常選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表折目

参議院地方選出議員選挙投票
鳥取県選挙管理委員会印

裏折目

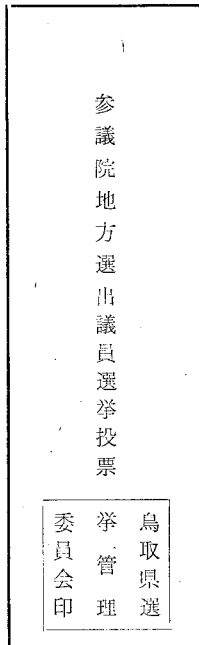
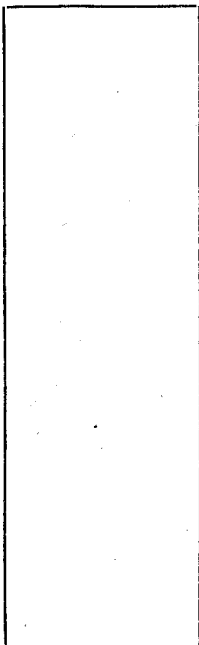
<p>○ ちゆうい 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>
---	---------------------------

裏

表

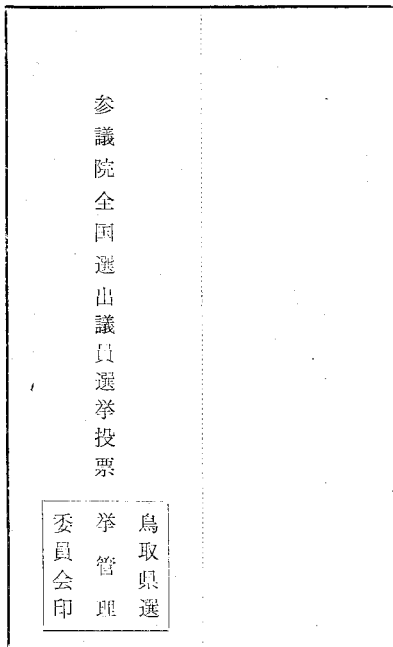
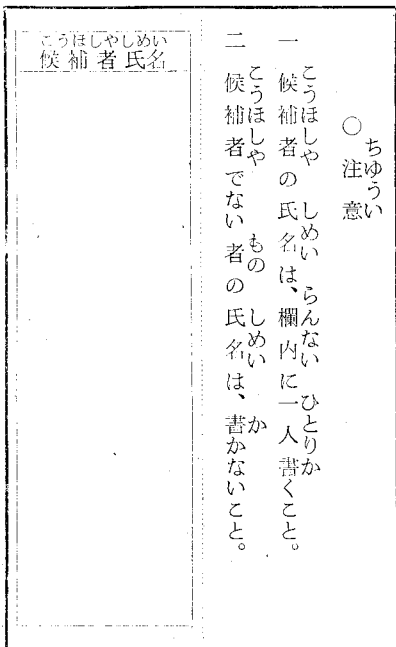
備考

- 1 用紙は薄い桃色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。



裏
折目

表
折目



表

参議院全 国選出議員選挙投票

鳥 取 県 選
挙 管 理
委 員 会 印

裏

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院議員の通常選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院地方選出議員の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は三百七十九万四千三百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院地方選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十六年六月六日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院地方選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十六年六月七日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院全国選出議員の選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十六年六月十二日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院全国選出議員の選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第六十八条第一項の規定により次のとおり定めたので、同規程同条同項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十六年六月十四日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院議員の通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙会

- 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
 - 日時 昭和四十六年七月一日 午後一時
- 二 選挙分会

- 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 日時 昭和四十六年七月一日 午後一時三十分

選挙長告示

参議院地方選出議員選挙選挙長告示第一号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院地方選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

参議院地方選出議員選挙選挙長 加 藤 章

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十六年六月二十四日 午後五時十分

選挙分会長告示

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示第一号

昭和四十六年六月二十七日執行の参議院全国選出議員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準

用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十六年六月四日

参議院全国選出議員選挙選挙分会長 加 藤 章

場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

日時 昭和四十六年六月二十四日 午後五時二十分